

滋賀県踏切道改良協議会合同会議設置要綱（案）

（目的）

第1条 滋賀県踏切道改良協議会合同会議（以下「合同会議」という。）は、踏切道改良促進法（昭和36年法律第195号。以下「法」という。）第16条に基づき、滋賀県域の法第3条指定の踏切道や緊急に対策の検討が必要な踏切（踏切道改良促進法施行規則（以下「規則」という。）第2条第1号から5号、8号、9号及び11号に該当する踏切（以下「カルテ踏切」という。）等を対象に合同で協議・調整等を行うことにより、法第4条に規定する地方踏切道改良計画（以下「改良計画」という。）の作成及び実施、その他滋賀県域の踏切道における踏切対策を円滑に進めることを目的とする。

（協議・調整等の内容）

第2条 合同会議は、次に掲げる各号について協議・調整等を行うことができる。

- （1） 踏切道に関する政策等の情報提供
- （2） 法第3条指定の踏切道における改良計画の作成に関する協議
- （3） 対策未完了、または法第3条指定の踏切道における法第12条の規定による評価を実施するに当たっての構成員からの意見聴取
- （4） 法第3条未指定の踏切道における法指定等、課題解決に向けた検討・調整、または課題の緩和に向けた多様な対策の検討
- （5） 第4種踏切の安全確保に関する検討・調整
- （6） 地方踏切道災害時管理方法の作成及び実施に関し必要な協議

（合同会議の組織）

第3条 合同会議は、別表に掲げる構成員をもって構成する。

- 2 合同会議に、議長1名及び副議長1名を置く。
- 3 議長は、国土交通省近畿地方整備局長とし、副議長は、国土交通省近畿運輸局長とする。
- 4 議長及び副議長は、合同会議の運営に支障がない限りにおいて、代理を選任することができる。

（踏切道改良検討会）

第4条 合同会議は、第2条第2号から第6号に掲げる事項について検討を行うため、滋賀県踏切道改良検討会（以下、「検討会」という）を設置することができる。

- 2 検討会に係る規約は別に定める。

(合同会議の開催)

第5条 合同会議は、議長が自ら、各協議会の議長、又は各踏切道の鉄道事業者及び道路管理者双方の求めに応じて招集する。

2 合同会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより協議の実施に支障が生じると認められるものについては、議長の判断により、非公開で行うことができる。

(代理の選任)

第6条 構成員は、合同会議の運営に支障がない限りにおいて、代理を選任することができる。

(協議結果の尊重義務)

第7条 合同会議の構成員は、合同会議において協議が調った事項を尊重しなければならない。

(事務局)

第8条 合同会議事務局は、近畿地方整備局 道路部地域道路課、滋賀国道事務所計画課及び近畿運輸局鉄道部技術・防災課に置く。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、合同会議の事務の運営上必要な事項は、別に合同会議で定めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和4年9月2日から施行する。

別表（第3条関係）

合同会議 構成員	備考
近畿運輸地方整備局長	
近畿運輸局長	
滋賀県知事	
大津市長	
彦根市長	
長浜市長	
近江八幡市長	
草津市長	
守山市長	
栗東市長	
甲賀市長	
野洲市長	
湖南市長	
東近江市長	
米原市長	
日野町長	
愛荘町長	
豊郷町長	
甲良町長	
多賀町長	
滋賀県警察本部長	

京阪電気鉄道株式会社 代表取締役社長	
近江鉄道株式会社 代表取締役社長	
信楽高原鐵道株式会社 代表取締役社長	
西日本旅客鉄道株式会社 執行役員 近畿統括本部長	
東海旅客鉄道株式会社 東海鉄道事業本部長	